

令和7年度徳島県介護支援専門員実務研修受講試験 Q&A

<日程、会場等について>

Q1	いつ、どこで試験がありますか。
A	令和7年10月12日(日)に四国大学にて実施されます。 ※四国大学(徳島市応神町古川字戎子野123—1)までの公共交通機関 JR徳島駅前から 徳島市バスを利用 徳島バスを利用 ○「四国大学前」下車 徒歩約5分 (徳島駅からの所要時間は約30分)

Q2	申込受付期間はいつですか。
A	電子申請による申し込みは令和7年7月7日(月)から7月18日(金)17時まで、郵送による申し込みは令和7年7月7日(月)から7月18日(金)まで(※当日消印有効)です。

Q3	当日、車でいきたいのですが、駐車場はありますか。
A	駐車場はありません。公共交通機関または有料駐車場をご利用ください。送迎車を含め、近隣店舗に駐車すると大変迷惑ですので、絶対に駐車しないでください。

<必要書類、受験資格等について>

Q4	申し込みには何が必要ですか。
A	次の書類等が必要です。 ※電子申請しない方は受験申込書も必要です。 ・9700円分の収入証紙(注意:収入印紙ではありません。) ・実務経験証明書 ・法定資格に係る資格証・登録証の写し(注意:合格証ではありません。) また、以下に該当する場合は追加書類が必要となります。 ※受験資格の証明書類の氏名と現在の氏名が異なる場合 →戸籍抄本(原本・交付後6ヶ月以内) ※実務経験証明書の証明者と受験申込者が同一の場合 →開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等、客観的に証明できる書類の写し ※ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者 →当該団体内容及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体である場合、その旨の書類 ※身体障がい者等に対する受験特別措置を希望する場合 →身体障がい者等受験特別措置申請書及び診断・意見書等

Q5	昨年度も申し込みましたが、書類は全て準備する必要がありますか。
A	昨年度、本県で申し込んだ時点から氏名・受験資格に変更がなければ、以下の書類をご提出ください。 ・電子申請の場合：電子申請＋受験手数料分の収入証紙(9700円)を貼付した台紙を郵送 ・郵便申請の場合：受験申込書に受験手数料分の収入証紙(9700円)を貼付して郵送 実務経験証明書及び免許等の写しは不要ですが、場合によっては提出を求めることがありますので、ご了承ください。

Q6	昨年度も申し込みましたが、氏名が変わっています。どうしたらいいですか。
A	戸籍抄本の原本(交付後6ヶ月以内)をご提出ください。また、実務経験証明書は原則として不要ですが、場合によっては提出を求めることがあります。

Q7	実務経験があることを証明したい期間に、複数の事業所で働いています。全ての事業所から実務経験証明書を作成してもらう必要がありますか。
A	全ての事業所から作成してもらう必要があります。

Q8	実務経験があることを証明したい期間に、複数の資格で従事している場合はどうしたらいいですか。
A	資格取得以降の、それぞれ資格に係る対人の直接的な援助に従事している期間を証明してもらってください。

Q9	同時期に A 事業所で看護師、B 事業所で介護福祉士として勤務していましたが、それぞれ従事期間として認められますか。
A	同時期に複数の資格での業務が重なっている場合、それぞれの期間を合算することはできませんが、重ならない別個の期間を合わせて5年間あれば資格取得が認められます。 看護師 介護福祉士 5年

Q10	同一法人内で複数の施設に勤務実績があります。この場合、実務経験証明書はどうしたらよいですか。
A	施設ごとに実務経験証明書をご提出ください。

Q11	派遣業務を行っていました。派遣元と派遣先、どちらが証明書を作成したらいいですか。
A	基本的には、「派遣先」で作成していただきたいですが、難しい場合は、「派遣元」が作成した証明書も認めています。

Q12	育休、産前産後休暇の期間はどうか考えたらいいのでしょうか。
A	育休、産前産後休暇ともに「業務従事期間」に含まれます。しかし、「うち業務に従事した日数」には含まれませんので、実務経験証明書への記入の際はご注意ください。

Q13	一昨年度受験をし、昨年度は受験せず、今年度また受験しようと考えています。書類は全て必要ですか。
A	必要です。一昨年度以前に申し込みをされていても、昨年度本県で申し込みをされていない場合は、実務経験証明書及び免許等の写しが必要です。

Q14	昨年度、実務経験が足りなかった者です。昨年度提出した実務経験証明書を提出しても良いですか。
A	昨年度のものだけでは実務経験期間が不足しているため、実務経験証明書を追加提出していただくか、新たに証明書を作成して提出してください。

Q15	取得した法定資格に基づいて勤務していますが、どの時点から算定したらよいですか。
A	資格取得以降の、それぞれ資格に係る対人の直接的な援助を行っている期間を算定してください。例えば、資格取得が4月1日、就職して勤務を開始したのが5月1日、法定資格に基づく業務内容で勤務を開始したのが6月1日の場合、算定する起算点は、<u>資格取得後かつ資格にかかる対人の直接的な援助に従事し始めた6月1日</u>です。 また、就職して勤務を開始したのが9月1日、資格取得が10月1日、法定資格に基づく業務内容で勤務を開始したのが11月1日の場合、算定する起算点は11月1日です。

Q16	事業所が廃止されました。証明が難しいのですが、どうしたらよいですか。
A	下記のような書類のご確認をお願いいたします。個人の状況によって異なりますので、県長寿いきがい課(TEL:088-621-2213)までお問い合わせください。 ・従事期間の確認書類・・・雇用保険や年金の記録に関する書類、給与明細、出勤表など ・従事日数の確認書類・・・給与明細、出勤表など ・業務内容の確認書類・・・雇用契約書、労働条件書、給与明細など

Q17	介護福祉士の資格証を再発行してもらうため、提出期限に間に合うか分かりません。
A	介護福祉士の資格証再発行にかかる期間は、関係機関でご確認ください。提出期限に間に合わなければ受験資格の有無の判断に関わるため、余裕を持って準備をお願いいたします。

Q18	受験の申し込みに必要な書類を郵送してもらえませんか。
A	封筒の表面に「介護支援専門員試験案内請求」と朱書きし、ご自身の住所・氏名を明記した返信用封筒(角2サイズ、320円切手を添付)を同封の上、郵送してください。 ※郵送先 770-8570(住所不要) 徳島県庁長寿いきがい課介護支援担当

Q19	申込書類を確認してもらいたいのので、持参してもよいですか。
A	持参による申込書類の提出は受け付けておりません。郵送をお願いいたします。

Q20	電子申請をしましたが、それだけで大丈夫ですか。
A	電子申請だけではなく、実務経験証明書等の郵送が必要です。なお、昨年度受験申込をされた場合でも、受験手数料分の収入証紙(9700円分)を貼付した台紙を、郵送で提出する必要があります。

Q21	電子申請だけでなく、郵送申請もしましたが、どうすればよいですか。
A	その旨を県長寿いきがい課(TEL:088-621-2213)までご連絡ください。こちらで把握し、どちらも不備がなければ電子申請を優先します。

Q22	法定資格に基づく受験が難しいです。他に実務経験が認められる場合があれば教えて下さい。
A	「相談援助業務に従事する者」として認められる場合があります。詳細は、案内等をご確認ください。

Q23	介護福祉士経過措置登録者です。登録から5年間、介護の業務に従事していますが、受験資格は認められますか。
A	提出書類が場合によって異なりますので、県長寿いきがい課(TEL:088-621-2213)までお問い合わせください。

Q24	看護師として病院で3年勤務したあと、市の要介護認定の調査員として2年以上働いています。受験要件を満たしていますか。
A	要介護認定に係る認定調査員の仕事は、看護師資格に基づく要援護者に対する直接的な対人援助業務といえません。そのため、看護師として病院で勤務された期間は実務経験として算定されませんが、認定調査員として勤務された期間は実務経験として算定されません。

Q25	香川県の派遣会社に栄養士として登録し、徳島県内の病院に派遣されています。受験地はどこですか。
A	受験資格に該当する業務を行っているのは徳島県であるため、受験地は徳島県です。

Q26	特別養護老人ホームに勤務しており、栄養士として調理業務に従事しています。実務経験として認められますか。
A	栄養士は、栄養の指導に従事する者(栄養士法第1条)とされています。献立作成やメニュー開発、調理、食品衛生管理は要援護者に対する直接的な対人援助業務ではないため、実務経験として認められませんが、利用者への栄養指導などを行っている場合は、実務経験として認められます。

Q27	申し込み時点で、900日を満たしません。どうしたらいいですか。
A	試験日までに900日かつ5年以上を満たす場合には、見込みで提出してください。なお、10月31日(金)までに、改めて実務経験証明書をご提出ください(令和7年10月31日必着)。期日までの提出がなければ、受験資格を満たさないため無効となります。

Q28	業務従事日数は、8時間勤務でないと1日として計算されないのですか。
A	非常勤等、1日の勤務時間が短い場合についても、1日勤務したものとみなして計算します(半日程度を目安とする)。また、日付をまたぐ夜勤等の勤務日数については、各事業所の出勤記録を基準としてください。

<申込後について>

Q29	受験票はいつ頃届きますか。
A	9月上旬～9月19日(金)頃の予定です。電子申請の方は、メールにて受験票ダウンロード方法をお送りします。郵送申請の方は受験票をお送りします。 上記期間内に届かない場合、県保健福祉部長寿いきがい課(電話:088-621-2213)までお問い合わせください。

Q30	合格発表はいつですか。
A	令和7年11月25日(火)です。10時に県HPで公開するとともに、徳島県庁西側掲示版にて掲示する予定です。

Q31	試験結果を開示してもらいたいです。
A	下記詳細をご確認いただき、県長寿いきがい課(万代庁舎2階)へお越しください。 <u>受験者本人に限り、口頭による開示の請求ができます。</u> (注意:電話での開示の請求はできません。) 期間:令和7年11月25日(火)8時30分～同年12月25日(木)17時15分 必要書類:本人確認ができる書類(運転免許証やパスポート等) 開示内容:分野別得点

Q32	合格後、介護支援専門員実務研修を受講したいのですが、いつ周知されますか。
A	介護支援専門員実務研修は、徳島県社会福祉協議会にて実施されます。申込期間や必要書類等については徳島県社会福祉協議会HPにて周知予定ですので、そちらをご確認ください。 なお、申込にかかる書類は、合格通知とともに同封いたします。必要書類を準備いただき、徳島県社会福祉協議会までご提出ください。

Q33	今年度、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した場合、今年度の実務研修を受けなくてもはいけませんか。
A	合格年度に実務研修を受講しなければならないわけではないため、ご都合に合わせて受講をご検討ください。

Q34	今年度、介護支援専門員実務研修受講試験に合格しましたが、来年度以降に実務研修を受講予定です。実務研修の申込期間等について、どこで知ることができますか。
A	例年、当該年度の合格者にのみ、合格通知送付時に実務研修関連資料を同封しております。それ以外の合格者のうち、実務研修未受講で実務研修受講希望の方は、徳島県社会福祉協議会HPにてご自身でのご確認をお願いいたします。